アプリ積金（定期積金）規定

１．（定期積金契約の成立）

アプリ積金（以下、「この積金」といいます。）は、お客様から三島信用金庫公式アプリ（以下、「さんしんアプリ」といいます。）を利用した預入れの申込を受け、当金庫がこれを承諾したときに、契約が成立するものとします。

２．（通帳および証書の不発行）

この積金は、通帳および証書を発行しません。

３．（掛金の払込み）

（１）この積金は、さんしんアプリに登録されたご本人名義の普通預金口座（以下、「指定口座」といいます。）から以下のとおり、振替えます。

①払込みは、普通預金規定にかかわらず、小切手または通帳・払戻請求書の提出を受けることなく、払込日に指定口座から自動的に引落します。

②払込日当日が休日の場合は、翌営業日に振替えます。

③払込日に指定口座の預金残高が払込金額に満たない場合には、払込日の翌日以降より1ヶ月後の応当日前日まで、指定口座からの口座振替により払込みを行います。

④同日に他の口座振替が複数あり、指定口座の預金残高がそのすべての引落し金額に満たない場合には、そのいずれを引落すかは当金庫の任意とします。

（２）指定口座の変更、掛込日の変更はできません。

（３）この積金は、当金庫本支店の窓口および ATM での払込みを行うことはできません。

（４）現金、証券類の受入れはできません。

４．（払込みの遅延）

（１）この積金の払込みの遅延により満期日が繰延されている場合であっても、この積金は満期日以後に自動的に解約し、給付契約金の全額から遅延期間に相当する遅延利息を差し引いた金額について指定口座に入金します。なお、遅延利息はこの積金の契約時の年利回り（年365日の日割算）により計算します。

（２）満期日の前日までに掛金の払込みが完了しなかった場合で、満期日以降一定の期間を経過してもさんしんアプリからの解約依頼がない場合、満期日以後に自動的に解約し掛込残高相当額と利息相当額の合計金額を指定口座に入金します。

５．（給付契約金の支払方法）

（１）自動満期

①満期日の前日までにすべての掛金の払込みが完了している場合、この積金は満期日以後に自動的に解約し、給付契約金を指定口座に入金します。

②この積金は、当金庫本支店の窓口で解約することはできません。

（２）中途解約

①この積金はさんしんアプリから満期日前に解約依頼をすることができます。この場合、原則

として解約依頼から2営業日以内に掛込残高相当額と６項（２）③に基づき計算される利息相当額の合計金額を指定口座に入金します。

②満期日の前日までに掛金の払込みが完了できない場合、さんしんアプリからの中途解約依頼をもって、掛込残高相当額と利息相当額の合計金額を指定口座に入金します。

③この積金は、当金庫本支店の窓口で解約することはできません。

（３）契約の停止

この積金契約が、当金庫が別途表示する一定の期間積金契約者による利用がなく、かつ残高が一定の金額を超えることがない場合には、当金庫は、この積金契約を停止し、または積金契約者に通知することによりこの積金を解約することができるものとします。また、法令にもとづく場合にも同様にできるものとします。

６．（給付補填金の計算）

（１）この積金の給付補填金は、さんしんアプリ記載の給付契約金と掛金総額の差額により計算します。

（２）約定どおり払込みが行われなかったときは、つぎにより利息相当額を計算します。

①この積金の契約期間中にさんしんアプリ記載の掛金総額に達しないときは、払込日から満期日の前日（解約日が満期日の翌日以後の場合は解約日の前日）までの期間について、第4号の利率によって計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います。

②債権保全の必要があるとき、その他当金庫が満期日前の解約を拒絶すべき事由があると認めたときは、この積金は満期日前に解約できません。

③当金庫がお客様からの解約請求に応じる場合、当金庫が債権回収のためにこの積金を解約する場合、反社会的勢力の排除に係る条項により解約する場合など、満期日前の解約をするときは、払込日から解約日の前日までの期間について、第４号の利率によって計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います。

④上記第１号、第３号の計算に適用する利率は、つぎのとおりとします。

Ａ．初回払込日から第１号の場合は満期日、第３号の場合は解約日までの期間が１年未満のもの。解約日における普通預金利率

Ｂ．初回払込日から第１号の場合は満期日、第3号の場合は解約日までの期間が１年以上のもの。約定年利回り×60%（小数点第3位以下は切捨て、この計算による利率が解約日における普通預金利率を下回る場合は普通預金利率とします。）

⑤この計算の単位は１円とします。

７．（計算書の不発行）

この積金は、原則として計算書を発行しません。なお、計算書が必要な場合はお取引店にお申し出ください。

８．（三島信用金庫公式アプリ「さんしん」の利用終了）

この預金は、さんしんアプリの利用を必須とし、お客さまがさんしんアプリの利用を終了する場合、原則事前にこの預金を解約するものとします。

９．（暴力団排除条項による解約）

次の各号の一にでも該当し、積金契約者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの積金取引を停止し、または積金契約者に通知することによりこの積金を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。また、この解約により当金庫に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。

（１）積金契約者が契約申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

（２）積金契約者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から５年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、また暴力的な要求行為または法的な責任を超えた不当要求行為等を行った団体または個人、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合

①暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

②暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

③自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

④暴力団員等に対して、資金等を提供し、便宜を供与し、または不当に優先的に扱うなどの関与をしていると認められる関係を有すること

⑤役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること

（３）積金契約者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合

①暴力的な要求行為

②法的な責任を超えた不当な要求行為

③取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

④風説を流布し偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為

⑤その他①から④に準ずる行為

10.（届出事項の変更）

（１）名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当金庫所定の方法で届出てください。

（２）前項の名称、住所その他の届け出事項の変更の届出前に、届出を行わなかったことにより生じた損害については、当金庫に過失がある場合を除き、当金庫は責任を負いません。

11.（成年後見人等の届出）

（１）家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。また、預金者の補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときも、同様に取引店に届け出てください。

（２）家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面によって任意後見人の氏名その他必要な事項を届出てください。

（３）すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前二項と同様に、直ちに書面によって届出てください。

（４）前三項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって届出てください。

（５）前四項の届出の前に、生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

12. （譲渡、質入れの禁止）

（１）この積金は譲渡、質入れはできません。

（２）当金庫がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当金庫所定の書式により行います。

13. （保険事故発生時における積金契約者からの相殺）

（１）この積金は、満期日が未到来であっても、当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当金庫に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この積金に、質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

（２）前項により相殺する場合には、つぎの手続きによるものとします。

①相殺通知は書面によるものとします。

②複数の借入金等の債務（積金契約者の当金庫に対する債務、第三者の当金庫に対する債務で積金契約者が保証人になっているもの）がある場合には充当の順序方法を指定してください。ただし、この積金で担保される債務がある場合には、当該債務から相殺するものとします。当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には、積金契約者の保証債務から相殺されるものとします。

③前号の充当の指定がない場合には、当金庫の指定する順序方法により充当いたします。

④第2号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

（３）第１項により相殺する場合の利息相当額等については、次のとおりとします。

①この積金の利息相当額の計算については、その期間を払込日から相殺通知が当金庫に到達した日の前日までとして、利率は約定年利回りを適用するものとします。

②借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当金庫の定めによるものとします。

（４）第１項により相殺する場合の外国為替相場については当金庫の計算実行時の相場を適用するものとします。

（５）第１項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

14. （通知等）

届出のあった氏名、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

15. （準拠法、裁判管轄）

この積金の契約準拠法は日本法とします。この積金に関して訴訟の必要が生じた場合には、静岡地方裁判所を管轄裁判所とします。

16. （規定の変更等）

（１）この規定の各条項は、金融情勢その他の諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、変更できるものとします。

（２）前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容並びにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットまたその他相当の方法で公表することにより、周知します。

（３）前二項による変更は、公表の際に定める１か月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以上